

広島県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年一月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「別記第十七号様式による選挙結果調」を「県の選挙管理委員会が定める様式」に改める。

別記第十二号様式を次のように改める。

4 公職選挙法施行令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した船員															
投票した船員					投票した場所(指定船舶の名称)								投票用紙の送付又は送致を受けた月日	取扱者印	備考
番号	選挙人名簿登録番号	住所	氏名	男女別											
1				男・女									月 日		
計															

- 備考 1 処理簿は、投票区ごとに区別して調製しなければならない。
- 2 令第53条、第54条又は第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄又は3の欄の「備考」欄に記入すること。
- 3 「請求方法」の欄は、選挙人が「直接」又は「郵便等」で請求した場合は、その旨を記載し、選挙人が「船長」、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「原子爆弾被爆者養護ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者支援施設の長」、「保護施設の長」、「刑事施設の長」、「留置施設の留置業務管理者」、「少年院の長」、「少年鑑別所の長」、「特定国外派遣組織の長」又は「南極地域調査組織の長」を通じて請求した場合はその旨を記載すること。
- 4 「交付の方法」の欄には、市区町村の選挙管理委員会の委員長が選挙人又は令第55条第2項若しくは第4項に規定する不在者投票管理者に対し「直接」に交付し、又は「郵便等」を発送した場合は、その旨を記載すること。
- 5 「備考」の欄には、選挙の種類を明記すること。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載があるときは、補助用紙を使用してこれを記載すること。

不在者投票事務処理簿

(在外選挙人の不在者投票用)

公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者																
投票用紙及び投票用封筒を請求した者					請求方法	交付の有無	交付の方法及び月日			交付を受けた投票用紙等の返還	投票した者			投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者の取扱		備考
番号	在外選挙人名簿登録番号	住所	氏名	男女別			方法	月日	取扱者印		場所	投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日	取扱者印	拒絶理由	拒絶月日	
1				男・女	直接・郵便等	有・無	直接・郵便等	月 日				月 日		月 日		
計																

- 備考 1 令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうちに期日前投票所において法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その旨を「備考」欄に記入すること。
- 2 「請求方法」の欄は、選挙人が「直接」又は「郵便等」で請求した場合は、その旨を記載すること。
- 3 「交付の方法及び月日の『方法』」の欄には、市区町村の選挙管理委員会の委員長が在外選挙人に対し「直接」に交付し、又は「郵便等」を発送した旨を記載すること。
- 4 令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で、市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「交付を受けた投票用紙等の返還」の欄に、返還先(市町村の選挙管理委員会の委員長、在外公館の長)を記載すること。
- 5 令第65条の11第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人で市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を返還した者が、返還後、令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合は、この不在者投票事務処理簿に記載すること。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載があるときは、補助用紙を使用してこれを記載すること。

別記第十七号様式を次に改める。

第十七号様式 削除

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。